

総合施設管理システムの選定に係る評価基準要領

1 趣 旨

総合施設管理システムの選定に係る選考会において、提案を適正に評価することにより、当該業務の履行に最も適した業務を選定するため、次のとおり評価基準を定める。

2 評価基準

(1) プレゼンテーション評価

別紙「評価項目表」の項目ごとに各3点を満点として評価を行い委員一人あたりの得点（63点満点）とし、全委員（5人）の合計（315点満点）をもってプレゼンテーションの評価とする。

【評価項目表①～⑯の評価点の目安】

評価点	評価基準
3点	優秀
1点	普通
0点	劣る

【評価項目表⑳、㉑の評価点の目安】

評価点	評価基準
3点	非常に有益な提案がある
1点	有益な提案がある
0点	有益な提案がない

(2) 価格評価

見積り費用（税込み）をもとに、次の計算式により算出し評価点とする。

【計算式】

価格点の上限（35点）×（1－提示された見積金額／市が示す上限金額）

※ 小数点以下切捨て

3 最優秀提案者の選定方法

- (1) プレゼンテーション評価、価格評価の合計評価点が最も高い者を最優秀提案者（優先交渉権者）とする。
- (2) 最高得点の者が同点で2者以上いる場合、プレゼンテーション評価点が最も高いものを最優秀提案者とする。
- (3) 選考会参加者が1者の場合、プレゼンテーション評価が190点を満たせば最優秀提案者とする。
- (4) 評価項目及び配点については、評価基準及び別紙「評価項目表」を参照すること。